

## 公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業実施要綱第13条の規定により、効果的かつ効率的に文化活動助成事業助成金を交付するため、同要綱第6条の審査委員会として、公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員の選任)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから公益財団法人広島市文化財団理事長が選任する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 文化事業助成団体の職員
- (3) 学識経験者

### (任期)

第3条 委員の任期は、依頼又は任命した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた時の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (任務)

第4条 委員会は、公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業実施要綱第5条第2項に掲げる期間内に団体又は個人から提出された助成金交付申請書に基づき、別に定める審査要領により助成の可否及び適正な助成金額を審査する。

### (委員長及び委員)

第5条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、公益財団法人広島市文化財団常務理事(事)文化事業部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員は、委員会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 3 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、書面表決をもって委員会の開催に代えることができる。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、公益財団法人広島市文化財団文化事業部企画事業課において処理

する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年12月1日から施行する。